

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
歯科技工士法第25条	歯科技工所の全部又は一部の使用 禁止及び聴聞に関する事	指導予防課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。